

技術提案書作成要領

この作成要領は、山梨県教育庁社会教育課が令和8年度に実施する「令和8年度家庭教育支援事業」について適用する。

1. 委託業務名：令和8年度家庭教育支援事業（家庭教育支援番組放映）に係る委託業務

2. 業務の内容：この委託業務の内容は次のとおりとする。

(1) 契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）

(2) 趣旨

小学校高学年から中学生の子を持つ保護者が思春期の発達や生活・学習上の課題を正しく理解し、家庭での関わり方に役立つ実践的な知識を提供するため、教育番組を作成して放映し、家庭教育の充実を図る。

(3) 対象者

小学校高学年から中学生の子育て中の親・祖父母及び学校関係者等

(4) 基本方針

- ① 家庭教育の考え方や方法について問題を提起し、考える資料及び示唆となる番組を制作する。
- ② 緊急的な話題も内容に盛り込んだ番組の制作に努める。
- ③ 視聴者ニーズに的確に対応できるようにする。
- ④ 多くの親等に理解できるように、平易かつ具体的な内容とする。

(5) 業務内容

ア 教育番組の制作

- ① 制作本数は、最低6本とし、放送回数は最低12回とする。
- ② 映像種別は、実写とする。
- ③ 放送期間は、4ヶ月間以内とする。
- ④ 放送時間は、ブレイクタイムを含め15分以上とする。
- ⑤ 放送は地上波放送を基本とする。
- ⑥ 放送する全番組に、聴覚障害者の視聴に配慮した手話通訳を挿入し、ユニバーサルデザインに配慮する。
- ⑦ 番組中に委託者名「山梨県教育委員会」を入れる。
- ⑧ 収録（VTR及びロケ）3日前に必ず台本を県へ提出する。なお、この場合、土日祝日は含まないものとする。
- ⑨ 県教育委員会の要請に応じて、即時の対応ができる体制とする。
- ⑩ 番組ホームページやSNS、CM等を活用し、番組の周知に努める。
- ⑪ 番組の視聴機会を増やすため、各回の本放送及び再放送終了後に自局のホームページで動画を公開する。（公開の期間は、次年度の番組が始まるまでとする。）また、県のホームページにリンクを貼ることを可能とし、著作権の権利処理を行う。

イ 放送テーマ案一覧（放送順）

No.	放送テーマ	内容
1	SNSトラブル	闇バイトなどの犯罪に巻き込まれない、被害者・加害者にならないようにするにはどうすればいいのかなど
2	思春期の子どもとの関わり方	親子のコミュニケーションの大切さ、保護者としての向き合い方など
3	インクルーシブ教育	インクルーシブ教育とは？子どもの学び方の多様性、誰もが安心して学べる環境作りなど

4	子どもの主体的な学び	子どもの自己肯定感を高める家庭学習の方法、環境作りなど
5	不登校の子どもとの関わり方	もし子どもが「学校へ行きたくない」と言ってきたら？保護者としての寄り添い方など
6	子どもの特性	子どもの困りごとに着目、家庭でできるサポート、学校との連携方法など

ウ 技術提案書（様式自由）

審査項目	審査の観点
(1) 番組企画のコンセプト	<p>家庭教育の考えや制作・放送の方法について、適切な視点や考え方が示されているか</p> <p>■子育て世代のニーズに即した企画となっているか</p> <p>■番組タイトル・ロゴ・デザイン・キャラクターは教育番組として適切か</p>
(2) 番組放映の周知	<p>番組の周知方法は、視聴の期待に結びつくものであるか</p> <p>■SNS、YouTube等の活用方法に工夫は見られるか</p> <p>■CM等や番組ポスター・リーフレットの周知方法は適切か</p> <p>■成果物の種類と使用範囲は適切か</p>
(3) 番組の放送時間	<p>放送時期及び本放送、再放送の放送曜日・放送時刻は、視聴者のニーズに合っているか</p>
(4) 番組出演者の選定	<p>多くの保護者・教育関係者等に理解しやすく、また親しみやすく、更に視聴者ニーズに応えることのできる出演者の選定となっているか</p> <p>■コメンテーター・解説員の選定は適切か</p> <p>■VTR出演を依頼する専門家の選定は適切か</p>